

令和2年5月8日

保険薬局 各位

一般社団法人 大阪府薬剤師会
会長 藤垣 哲彦

薬局における薬剤交付支援事業について

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

通常、患者に薬剤の配送等を行う場合の配送料については、療養の給付と直接関係のないサービスとして患者から徴収できるものでありますが、4月30日に成立した令和2年度補正予算において、新型コロナウイルス感染症患者等への支援として、「電話や情報通信機器による服薬指導等を行った患者に対して薬局が薬剤を配送等する費用を支援する」ための費用が措置されました。

これを受け、「薬局における薬剤交付支援事業」が実施されることとなり、大阪府においては大阪府薬剤師会が事業実施者として、配送に係る費用の支援事業を実施いたします（別添1「薬局における薬剤交付支援事業実施要綱」）。各薬局におかれましては、別添2（令和2年5月8日 日本薬剤師会作成「薬局における薬剤交付事業の実施に当たっての留意点」）を十分にご理解いただき、下記により配送に係る費用の請求手続きを行っていただきますようご案内いたします。

本事業の予算額は全体で457,545千円であり、都道府県の状況に応じ配分され、各都道府県薬剤師会が予算の範囲内で支援を実施するものとされております。支援の対象となるのは予算成立日（4月30日）以降のものとなり、また、事業の実施期間中に予算上限に達した場合には、その時点で国費による支援は終了し、薬剤の配送に係る費用については通常の取り扱いとなります。

また、本事業は、実施要項にも示されているとおり、4月10日事務連絡の「5. 本事務連絡による対応期間内の検証」に用いるとされているため、電話等による服薬指導等及び薬剤の配送等を行ったケース（0410対応、CoV自宅、CoV宿泊）については、本会へ請求を行わないものを含めて全件報告していただきますようお願いいたします。

なお、本事業は、本会の会員・非会員を問わず、大阪府に所在する薬局が補助対象となっています。

○ 事業期間

予算成立日（4月30日）以降、令和2年度末まで。

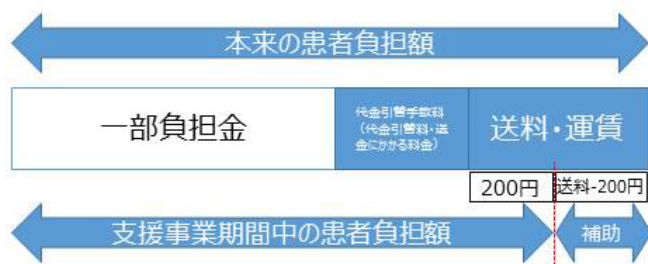
ただし、実施期間の途中で予算の上限に達した場合はその時点で終了となります。

○ 配送方法

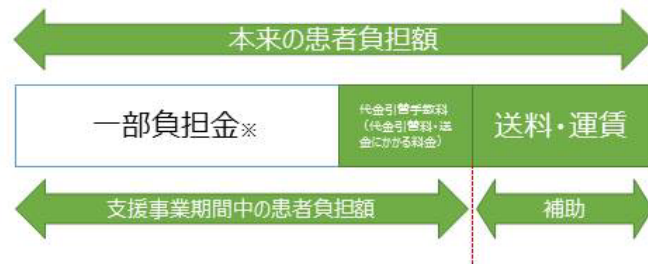
患者が希望する薬局に対して依頼することを踏まえ、予算には限りがあることから、薬局の従事者が直接届けることを基本とし、それが困難な場合に限り、配送業者の使用（可能な限り安価な方法）を検討してください。

○ 支援の金額について

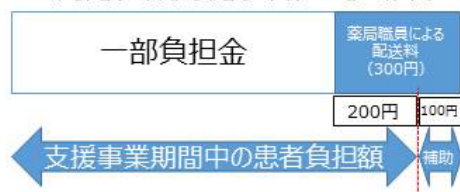
（0410対応）配送業者による配送



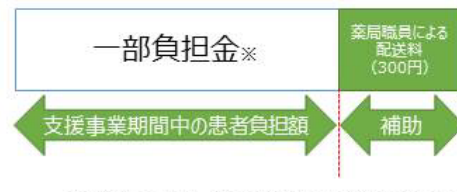
（CoV自宅・宿泊）配送業者による配送



（0410対応）薬局従事者によるお届け



（CoV自宅・宿泊）薬局従事者によるお届け



※新型コロナウイルス感染症に係る医療の場合は一部負担金について公費適用となる可能性があります。
(資料提供：広島県薬剤師会)

「0410 対応」と記載された処方箋について、厚生労働省の実施要綱には、「薬剤の配送に要した費用のうち、100 円を差し引いた額を上限」と記載がありますが、事業予算に限りがある中で、必要な患者に対し、できるだけ広く公平な支援が可能となるよう、日本薬剤師会により「患者負担 200 円」が示されています。

○ 配送に係る費用の請求手続き

本会への請求については実施状況を Web システムにより報告 してください。

A. 電話等による服薬指導等及び薬剤の配送等の実施状況

<https://forms.gle/MswR82QggkvuvnV6>

※ 電話等による服薬指導等及び薬剤の配送等を行ったケース（0410 対応、CoV 自宅、CoV 宿泊）は、本会へ請求を行わないものを含めて全件報告してください。

※ 実施日から 1 週間以内にご報告いただきますようご協力をお願いします。

※ 申請の根拠となる資料として以下の保存が求められます。

（根拠となる資料の例）

- ・処方箋の写し（備考欄に 0410 対応、CoV 自宅、CoV 宿泊等が記載されているもの）
- ・配送料の金額がわかるもの（伝票控え、配送業者からの請求書等）

B. 薬局基本情報・当該月のすべての処方箋受付回数

<https://forms.gle/Y2dXn9riby6141o66>

※ 当該月の 翌月 15 日までにご報告ください。



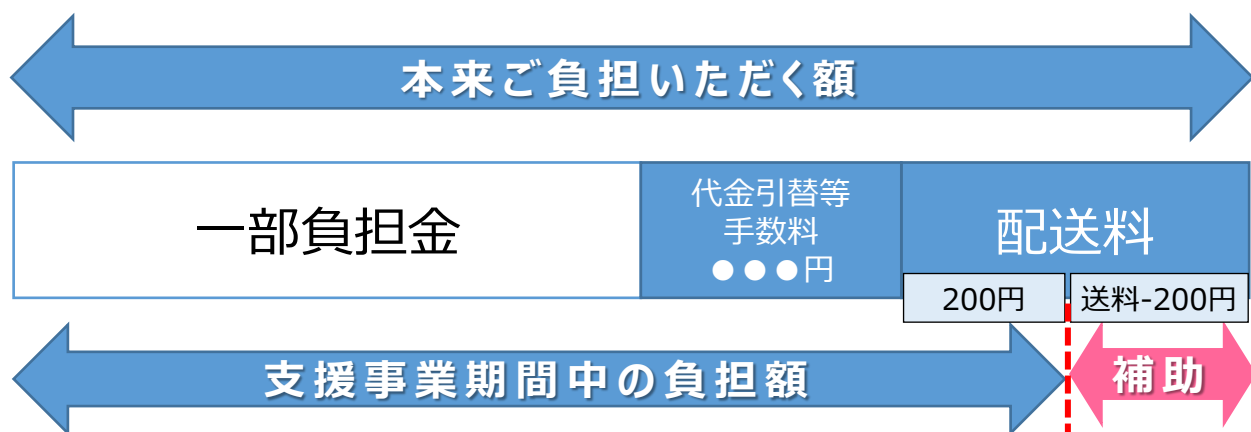
以上

薬局における薬剤交付支援事業

(令和2年度厚生労働省補正予算事業)

薬剤の配送料について**患者負担の一部が補助**されます

- ◆ 新型コロナウイルス感染防止のための特別な措置として、ご自宅で電話等を利用したお薬の説明、受け取りが可能となりました。
- ◆ 薬の配送料は、通常は患者さんのご負担ですが、期間限定で、配送料のうち200円を越える額は国が補助を行います。
- ◆ 振込手数料・代引き手数料などは補助の対象外で、患者さんのご負担となります。
- ◆ 患者さんの状況やお薬の内容によっては薬局にお越しいただく必要がある場合もあります。



(資料提供：広島県薬剤師会)

- ◆ 薬局の職員によるお届けの場合は300円のうち200円をご負担いただきます。
- ◆ 配送方法については、薬局の指定となりますので、ご了承ください。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症患者の自宅療養・宿泊施設療養に関する送料は無料となります。



一般社団法人 大阪府薬剤師会

Osaka Pharmaceutical Association

別添 1

薬生発 0 4 2 3 第 2 号
令和 2 年 4 月 2 3 日

都道府県薬剤師会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長



薬局における薬剤交付支援事業の実施について

標記事業について、別紙「薬局における薬剤交付支援事業実施要綱」のとおり定めることとしたので、御了知の上、事業を円滑に運用されたい。

別 紙

薬局における薬剤交付支援事業実施要綱

第1 目的

薬局における薬剤交付支援事業実施要綱（以下「本事業」という。）は、薬局において、電話や情報通信機器による服薬指導等（以下「電話等による服薬指導等」という。）を実施した後、薬局から患者宅等に薬剤を配送する場合の配送料等を支援することにより、新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大防止や患者・医療従事者の感染リスクを避けることを目的とする。

第2 事業実施者

本事業の実施者は、都道府県薬剤師会とする。

第3 事業内容

1 実施すべき事業について

（1）事業の内容

「「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」の送付について」（令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」（令和2年4月2日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）（以下「4月2日事務連絡」という。）、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課及び厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡）（以下「4月10日事務連絡」という。）等に従い、薬局において、電話等による服薬指導等を実施し、調剤した薬剤を患者宅等へ配送した場合又は薬局の従事者が患者宅等に届けた場合の配送料等に係る費用を支払う。

なお、事業の実施に当たっては、事業実施者においては、厚生労働省の求めに応じて、薬局の協力のもと、4月10日事務連絡の「5. 本事務連絡による対応期間内の検証」等における検証に用いることができるよう、電話

等による服薬指導等及び薬剤の配送等の実施状況の把握も行うこと。

① 補助対象

事業実施者の所在する都道府県内の薬局において、4月2日事務連絡、4月10日事務連絡等に基づき調剤及び電話等による服薬指導等を行い、患者宅等に薬剤を配送又は薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の以下の費用を補助する。

- ・患者宅等へ薬剤を配送した場合の配送料
- ・薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の交通費及び人件費

また、事業実施者において、上記内容に関する薬局からの申請の受付や申請内容の集計、費用の支払い等を行うために必要な経費を補助する。必要な経費は、薬局における薬剤交付支援事業交付要綱（以下「交付要綱」という。）で定める。

② 補助額

補助額は以下の額を上限とする。

- ・処方箋の備考欄に「CoV 自宅」又は「CoV 宿泊」と記載されている場合

薬剤の配送に要した費用の全額。

- ・処方箋の備考欄に「0410 対応」と記載されている場合

薬剤の配送に要した費用のうち、100円を差し引いた額。

※上記の「薬剤の配送に要した費用」は、配送業者を利用した場合は、配送費、薬局の従事者が患者宅等に届けた場合は交通費等の実費額とする。

(2) 本事業の報告書の作成及び実施成果等

本事業の実施後、事業の内容、成果を含んだ最終報告書（任意様式）を作成すること。

2 留意事項について

本事業の実施者は、以下の点に留意して事業を行うこと。

(1) 本事業は、都道府県内の薬局が広く支援を受けられるよう配慮して実施すること。

(2) 本事業の実施期間中、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課の求めに応じて、事業の進捗状況等を報告すること。また、事業の実施状況に関して厚生労働省が確認を行う場合があるため、その際には協力すること。

第4 その他の事務手続について

- 1 薬局における薬剤交付支援事業交付要綱（以下「交付要綱」という。）で定める事業計画書を提出すること。
- 2 上記第3 1（2）で作成した報告書については、交付要綱で定める実績報告書に添付すること。
- 3 本事業の実施に際し、疑義が生じた場合には、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課と相談すること。

第5 実施期間

本事業の実施開始日は予算成立日とし、事業終了予定期日は、当該年度の3月31日とする。

第6 経費負担等

国は予算の範囲内で、交付要綱により交付するものとする。

第7 適用時期

この要綱は、令和2年4月23日より適用する。

薬局における薬剤交付支援事業の実施に当たっての留意点

令和 2 年 5 月 8 日 日本薬剤師会

1. 配送費の支払い等

① 補助対象

事業実施者の所在する都道府県内の薬局において、4 月 2 日事務連絡及び 4 月 10 日事務連絡等^(注)に基づき調剤及び電話等による服薬指導等を行い、患者宅等に薬剤を配送又は薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の以下の費用を補助する。なお、処方箋発行日にかかわらず、令和 2 年度補正予算の成立日（4 月 30 日以降）以降に実施されたものが対象となり、実施期間の途中で予算の上限に達した場合はその時点で終了することに留意する。

- ・ 薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の交通費及び人件費
- ・ 患者宅等へ薬剤を配送した場合の配送料

また、事業実施者において、上記内容に関する薬局からの申請の受付や申請内容の集計、費用の支払い等を行うために必要な経費を補助する。必要な経費は、薬局における薬剤交付支援事業交付要綱（以下「交付要綱」という。）で定める。

（注）対象となる事務連絡は、以下のとおり。

呼称	事務連絡タイトル	処方箋の取扱い
4 月 2 日 事務連絡	新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」の送付について	CoV 宿泊
	新型コロナウイルス感染症患者在自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養児の感染管理対策について	CoV 自宅
4 月 10 日 事務連絡等 (注)	新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて（4 月 10 日事務連絡）	0410 対応
	歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて（4 月 24 日事務連絡）	

（注）等：このほかに、今後対象となる事務連絡が発出された場合には、その都度明確化される予定。

② 補助額

補助額は、**実施要綱の定める範囲に基づき、以下の通りとする。**

なお、最終的な薬局での負担額を上回る額の請求は認められず、請求額には振込手数料、代引き手数料等の支払いに伴う各種手数料は含まない。

処方箋の備考欄に「CoV 自宅」又は「CoV 宿泊」と記載されている場合	薬剤の配送に要した費用の全額
処方箋の備考欄に「0410 対応」と記載されている場合	薬剤の配送に要した費用のうち、 200 円 を差し引いた額

「薬剤の配送に要した費用」は、以下の通りとする。

○薬局の従事者が患者宅等に届けた場合：

交通費等の実費額相当として、距離を問わず、**300 円/1 件とする。**
 宿泊療養施設に対し複数人分を同時に届けた場合も「1 件」と考える。

○配送業者を利用した場合：配送料

③ 請求額

薬局から都道府県薬剤師会への請求額は、下表「県薬への請求額」のとおりとする。0410 対応の患者負担分（200 円）は、薬局が患者から徴収すること。

処方箋	配送方法	県薬への請求額	患者負担 (注)
CoV 自宅 CoV 宿泊	薬局の従事者	300 円	0 円
	配送業者	配送料全額	
	宿泊療養施設の患者に薬局の従事者が届けた場合、複数人分であっても 1 件とし、300 円を都道府県薬剤師会へ請求する。 ※この場合の請求手続きは、以下⑤の【別紙】に全件を記載した上で、 代表する 1 件のみ請求（○を記入）し、それ以外は○をしない（空欄のまま）こと。		
0410 対応	薬局の従事者	100 円	200 円
	配送業者	配送料-200 円	
	1 か所の届け先について複数人分を薬局の従事者が届けた場合、複数人分であっても 1 件とする。 ※この場合の請求手続きは、CoV 自宅、CoV 宿泊と同様とする。		

（注）患者負担分は、薬局が患者から徴収する。

④ 配送方法及び配送に関する留意点

配送方法は、患者が希望する薬局に対して依頼することを踏まえ、また予算には限りがあることから、薬局の従事者が直接届けることを基本とし、それが困難な場合に限り、配送業者を使用する方法を検討するものとする。配送業者を使用する際は、可能な限り安価な方法を優先して用いること。また、新型コロナウイルス感染症患者等への支援という予算の目的に鑑み、宿泊療養及び自宅療養の軽症者への支援が優先されるよう配慮すること。

⑤ 請求に係る手続

薬剤の配送等を行った薬局においては、月ごとの配送等に要した費用等について、翌月 15 日までに事業実施者に実施状況の一覧【別紙】（※）を提出すること。また、当該薬局においては、申請に当たって、申請の根拠となる資料を保存しておくこと。

（根拠となる資料の例）

- ・処方箋の写し（備考欄に 0410 対応、CoV 自宅、CoV 宿泊等が記載されているもの）
- ・配送料の金額がわかるもの（伝票控え、配送業者からの請求書等）

※【別紙】電話等による服薬指導等及び配送等の実施状況の一覧

4 月 10 日事務連絡の「5. 本事務連絡による対応期間内の検証」における検証に用いることを想定。

⑥ 請求にあたっての留意点

- ・「0410 対応」と記載された処方箋であっても、患者が来局した場合には 0410 対応として扱わないため、⑤の手続きには含めないこと。
- ・一部負担金の授受に伴う手数料（振込手数料、代引き手数料等）については、支援の対象外（患者の自己負担）。
- ・本事業の支援対象となる配送業者は、いわゆる宅配便を想定しており、宅配便より高価な運送サービスによる受取を希望する場合には支援の対象外（患者の自己負担）とする。

⑦ 事業の開始・終了時期

本事業は、予算成立日以降に開始（予算成立日以降の配送料等を支援）し、

本年度末まで実施する。

但し、予算の範囲内での実施であることから、実施期間の途中で予算の上限に達した場合はその時点で終了することに留意する。また、事業の終了が年度末であることから、支援対象は最大でも2月末日分まで（3月15日締め切り）となることに留意する。

⑧ 事業費の精算時期

本年度末までの事業実施後、基準額を上限として、要した費用を事業実施者に精算する予定。

事業実施者（都道府県薬剤師会）から薬局に対する費用の精算は、⑦に記載した終了時期以降を予定。

2. その他

- ・経費所要額調書（例）、事業計画書（例）を添付するので、都道府県薬剤師会における事業の実施に当たって参考とされたい。
- ・電話等による服薬指導等及び配送等の実施状況については、概ね1か月単位で、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課より報告の求めがある予定。

以上

[参考] 薬局における患者への案内内容（例）

- ◆ 新型コロナウイルスの感染防止のための特別な措置として、ご自宅のまま、電話等でのお薬の説明、お薬の受け取りが可能となりました。
- ◆ 薬の配送料は、通常は患者さんのご負担ですが、新型コロナウイルス感染症の対策として、期間限定で、国からその費用が補助されることとなりました。
- ◆ 配送方法については、薬局の指定となりますので、ご了承ください。
- ◆ 支払いに関する手数料（振込手数料など）は補助の対象外で、患者さんのご負担となります。

区分	案内方法の例
新型コロナウイルス感染症の軽症者で、宿泊療養または自宅療養の方	全額補助対象
上記以外の方（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご自宅でのお薬の説明、薬の受取りをご希望の方）	200円患者負担 、残額は補助対象

（注）お薬の種類によっては配送が困難な場合があり、薬局への来訪をいただくことがあります。